

## 足利銀行の受け皿に関する要望

本県の中核的金融機関である足利銀行は、平成15年11月29日に預金保険法第102条第1項第3号措置が講じられ、一時国有化されてから間もなく3年がたとうとしております。

同行は県民等の支援もあり、直近である平成18年3月期決算が示すように、地方銀行としての事業永続性は、収益力・資産の健全性・成長力のいずれの面においても確認され、近隣地方銀行と遜色のない実力を備えるに至っており、受け皿への移行も視野に入ってきました。

受け皿移行後も同行が地域の中核的金融機関としてその役割を十分に発揮することができるよう、県内が一丸となって受け皿移行にあたっての条件等を国に要望していくことが必要と考えており、その際には下記の事項を盛り込まれますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1 単独再生に向けて

足利銀行は単独で再生することとし、本店を栃木県内に置くこと。

その理由は次のとおりである。

- (1) 地元の民意や県の意向を尊重し、中小企業金融の円滑化、産業や地域の活性化に貢献するなど、地域の中核的金融機関としての機能を担保するため。
- (2) 金融機関の競争によるサービスの向上と県民の選択肢を確保するため。

#### 2 単独再生のための具体的方法

- (1) 受け皿は営業譲渡や合併によることなく株式譲渡方式により選定すること。
- (2) 国内資本を中心とする安定した一般株主をもって構成し、特定グループによる支配を避けること。
- (3) 地域の経済界、団体、個人、旧株主等が株式を引き受けられる仕組みを検討すること。